

組合条例第 13 号

山梨県市町村総合事務組合規約の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県市町村総合事務組合退職手当条例の一部改正)

第 1 条 山梨県市町村総合事務組合退職手当条例（昭和 51 年組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 6 号」に改める。

(山梨県市町村総合事務組合負担金条例の一部改正)

第 2 条 山梨県市町村総合事務組合負担金条例（昭和 51 年組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（競争入札負担金）

第 1 条の 6 規約第 3 条第 5 号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を共同処理する組合市町村（以下この条において「競争入札組合市町村」という。）の当該事務に要する負担金は、システム費負担金及び事務費負担金とする。

2 システム費負担金の額は、各年度において、組合が競争入札組合市町村のすべてに代わって共同処理する事務に要する費用のうち、当該競争入札組合市町村が利用するシステムの構築及び運用に要する費用について、各競争入札組合市町村が均等に負担するものとして算出した額とする。

3 事務費負担金の額は、各年度において、組合が競争入札組合市町村のすべてに代わって共同処理する事務に要する費用のうち、当該競争入札組合市町村が利用するシステムの構築及び運用に要する費用を控除した額について、競争入札組合市町村の前年度の 9 月 1 日現在における入札参加資格者名簿に登録されている業者数に応じて按分するものとして算出した額とする。

4 前 2 項の規定により算出した競争入札組合市町村の負担金の合計額に 1,000 円未満の端数がある場合は、1,000 円に切り上げるものとする。

第 2 条第 1 項中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 6 号」に改める。

第 3 条中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 7 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に改める。

第 5 条中「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 9 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 条第 9 号」を「第 3 条第 10 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 条第 10 号」を「第 3 条第 11 号」に改める。

第 8 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 条の 6 第 2 項及び第 3 項に定める負担金は、毎年度 5 月末日までに納付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「第 3 条第 5 号から第 10 号まで」を「第 3 条第 6 号か

ら第 11 号まで」に、「同条第 6 号から第 8 号まで及び第 10 号」を「同条第 7 号から第 9 号まで及び第 11 号」に改める。

(山梨県市町村総合事務組合委託事務に関する負担金条例の改正)

第 3 条 山梨県市町村総合事務組合委託事務に関する負担金条例(昭和 51 年組合条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 3 条第 10 号」を「第 3 条第 11 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 3 条第 9 号」を「第 3 条第 10 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「第 3 条第 5 号」を「第 3 条第 6 号」に、「山梨県市町村総合事務組合負担金条例(昭和 51 年組合条例第 6 号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

規約第 3 条第 5 号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務に要する負担金は、山梨県市町村総合事務組合負担金条例(昭和 51 年組合条例第 6 号。以下「条例」という。)第 1 条の 6 の規定の例による。

(山梨県市町村総合事務組合消防職員等賞じゅつ金条例の一部改正)

第 4 条 山梨県市町村総合事務組合消防職員等賞じゅつ金条例(昭和 53 年組合条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 8 号」に改める。

(山梨県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)

第 5 条 山梨県市町村総合事務組合課設置条例(昭和 54 年組合条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表業務課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 競争入札参加資格審査に関すること。

(山梨県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 6 条 山梨県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 63 年組合条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 9 号」を「第 3 条第 10 号」に改める。

(山梨県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第 7 条 山梨県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成 14 年組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 10 号」を「第 3 条第 11 号」に改める。

(山梨県市町村総合事務組合特別会計設置条例の一部改正)

第 8 条 山梨県市町村総合事務組合特別会計設置条例(平成 15 年組合条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入札参加資格審査事業特別会計 競争入札参加資格審査事業

(山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部改正)

第9条 山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例（平成21年組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第11号」を「第3条第12号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年度に限り、第2条の規定による改正後の山梨県市町村総合事務組合負担金条例（以下「新負担金条例」という。）第1条の6の規定により算出された負担金及び第3条の規定による改正後の山梨県市町村総合事務組合委託事務に関する負担金条例（以下「新委託負担金条例」という。）第2条第1項の規定により算出された負担金の納付期限については、新負担金条例第8条第4項及び新委託負担金条例第3条の規定にかかわらず、組合長が定める日とする。

山梨県市町村総合事務組合退職手当条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(目的) 第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号)第3条第6号に規定する事務を共同処理する地方公共団体(山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。))を含む。以下「組合市町村」という。)の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号)第3条第5号に規定する事務を共同処理する地方公共団体(山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。))を含む。以下「組合市町村」という。)の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

山梨県市町村総合事務組合負担金条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(競争入札負担金) <u>第1条の6 規約第3条第5号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を共同処理する組合市町村（以下この条において「競争入札組合市町村」という。）の当該事務に要する負担金は、システム費負担金及び事務費負担金とする。</u> <u>2 システム費負担金の額は、各年度において、組合が競争入札組合市町村のすべてに代わって共同処理する事務に要する費用のうち、当該競争入札組合市町村が利用するシステムの構築及び運用に要する費用について、各競争入札組合市町村が均等に負担するものとして算出した額とする。</u> <u>3 事務費負担金の額は、各年度において、組合が競争入札組合市町村のすべてに代わって共同処理する事務に要する費用のうち、当該競争入札組合市町村が利用するシステムの構築及び運用に要する費用を控除した額について、競争入札組合市町村の前年度の9月1日現在における入札参加資格者名簿に登録されている業者数に応じて按分するものとして算出した額とする。</u> <u>4 前2項の規定により算出した競争入札組合市町村の負担金の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円に切り上げるものとする。</u> (退職手当負担金) 第2条 規約第3条第6号に規定する常勤職員に対する退職手当の支給事務(第10条及び第11条において「退職手当事務」という。)を共同処理する組合市町村の当該事務に要する負担金は、普通負担金及び特別負担</p>	<p>(退職手当負担金) 第2条 規約第3条第5号に規定する常勤職員に対する退職手当の支給事務(第10条及び第11条において「退職手当事務」という。)を共同処理する組合市町村の当該事務に要する負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。</p>

金とする。

2～5 略

第2条の2 略

(消防公務災害負担金)

第3条 規約**第3条第7号**に規定する非常勤消防団員等の公務災害に対する補償事務(第11条において「消防公災事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「消防公災組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金の額は、各年度において、次に掲げる額の合計額とする。

(1)～(3) 略

(消防賞じゆつ金負担金)

第4条 規約**第3条第8号**に規定する消防職員及び消防団員(以下この条において「消防職員等」という。)の賞じゆつ金の支給事務(第11条において「消防賞じゆつ金事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「賞じゆつ金組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

2～3 略

(消防退職報償金負担金)

第5条 規約**第3条第9号**に規定する非常勤消防団員の退職報償金の支給事務(第11条において「消防退職報償金事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「退職報償金組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金の額は、各年度において、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

(非常勤公務災害負担金)

第6条 規約**第3条第10号**に規定する非常勤職員の公務災害又は通勤による災害に対する補償事務(以下この条及び第11条において「非常勤公災事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「非常勤公災組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金は、普通負担金、特別負担金及び特例負担金とする。

2～4 略

(学校医等公務災害負担金)

第7条 規約**第3条第11号**に規定する非常勤の学校医、学校歯科医及学校薬剤師の公務災害に対する補償事務(第11条において「学校医等公災事

2～5 略

第2条の2 略

(消防公務災害負担金)

第3条 規約**第3条第6号**に規定する非常勤消防団員等の公務災害に対する補償事務(第11条において「消防公災事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「消防公災組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金の額は、各年度において、次に掲げる額の合計額とする。

(1)～(3) 略

(消防賞じゆつ金負担金)

第4条 規約**第3条第7号**に規定する消防職員及び消防団員(以下この条において「消防職員等」という。)の賞じゆつ金の支給事務(第11条において「消防賞じゆつ金事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「賞じゆつ金組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

2～3 略

(消防退職報償金負担金)

第5条 規約**第3条第8号**に規定する非常勤消防団員の退職報償金の支給事務(第11条において「消防退職報償金事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「退職報償金組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金の額は、各年度において、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

(非常勤公務災害負担金)

第6条 規約**第3条第9号**に規定する非常勤職員の公務災害又は通勤による災害に対する補償事務(以下この条及び第11条において「非常勤公災事務」という。)を共同処理する組合市町村(以下この条において「非常勤公災組合市町村」という。)の当該事務に要する負担金は、普通負担金、特別負担金及び特例負担金とする。

2～4 略

(学校医等公務災害負担金)

第7条 規約**第3条第10号**に規定する非常勤の学校医、学校歯科医及学校薬剤師の公務災害に対する補償事務(第11条において「学校医等公災事務」という。)を共同処理する組合市町村の当該事務に要す

務」という。)を共同処理する組合市町村の当該事務に要する負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

2・3 略

(負担金の納付期限)

第8条 略

2・3 略

4 第1条の6第2項及び第3項に定める負担金は、毎年度5月末日までに納付しなければならない。

5 第2条第2項に定める普通負担金は、毎年4月(第1期)、7月(第2期)10月(第3期)1月(第4期)の各3箇月分をそれぞれ、5月、8月、11月及び2月の末日までに、同条第3項に定める特別負担金及び第2条の2に定める負担金は、組合長が指定する期日までに納付しなければならない。

6 第3条及び第5条に定める負担金は、毎年度4月末日までに、第4条に定める負担金は、毎年度5月末日までに納付しなければならない。

7 第6条第2項及び第7条第2項に定める普通負担金は、毎年度6月末日までに、第6条第3項に定める特別負担金及び同条第4項に定める特例負担金は、その翌年度の6月末日までに、第7条第3項に定める特別負担金は、組合長が指定する期日までに、それぞれ納付しなければならない。

(加入団体の加入年度における負担金の取扱い)

第11条 規約**第3条第6号から第11号まで**に掲げる組合が共同処理する事務に新たに加入する地方公共団体の加入する日(同条**第7号から第9号まで及び第11号**に掲げる事務については、4月1日を除く。以下この条において「加入日」という。)の属する年度の負担金は、第2条から第7条まで(第6条第3項及び第7条第3項を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該各号中「加入団体」とは、当該各号の事務の共同処理にそれぞれ新たに加入する地方公共団体及び市町村の廃置分合により消滅した市町村(以下「消滅市町村」という。)の区域の全部又は一部を編入した組合市町村を、「旧組合市町村」とは、加入団体が市町村の廃置分合により設置された場合又は組合市町村が消滅市町村の区域の全部若しくは一部を編入した場合において、消滅市町村のうち当該廃置分合の日前に当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していた団体

る負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

2・3 略

(負担金の納付期限)

第8条 略

2・3 略

4 第2条第2項に定める普通負担金は、毎年4月(第1期)、7月(第2期)10月(第3期)1月(第4期)の各3箇月分をそれぞれ、5月、8月、11月及び2月の末日までに、同条第3項に定める特別負担金及び第2条の2に定める負担金は、組合長が指定する期日までに納付しなければならない。

5 第3条及び第5条に定める負担金は、毎年度4月末日までに、第4条に定める負担金は、毎年度5月末日までに納付しなければならない。

6 第6条第2項及び第7条第2項に定める普通負担金は、毎年度6月末日までに、第6条第3項に定める特別負担金及び同条第4項に定める特例負担金は、その翌年度の6月末日までに、第7条第3項に定める特別負担金は、組合長が指定する期日までに、それぞれ納付しなければならない。

(加入団体の加入年度における負担金の取扱い)

第11条 規約**第3条第5号から第10号まで**に掲げる組合が共同処理する事務に新たに加入する地方公共団体の加入する日(同条**第6号から第8号まで及び第10号**に掲げる事務については、4月1日を除く。以下この条において「加入日」という。)の属する年度の負担金は、第2条から第7条まで(第6条第3項及び第7条第3項を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該各号中「加入団体」とは、当該各号の事務の共同処理にそれぞれ新たに加入する地方公共団体及び市町村の廃置分合により消滅した市町村(以下「消滅市町村」という。)の区域の全部又は一部を編入した組合市町村を、「旧組合市町村」とは、加入団体が市町村の廃置分合により設置された場合又は組合市町村が消滅市町村の区域の全部若しくは一部を編入した場合において、消滅市町村のうち当該廃置分合の日前に当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していた団体を、「旧未加入市町村等」とは、消滅市町村のうち当該廃置分合の日前に

<p>を、「旧未加入市町村等」とは、消滅市町村のうち当該廃置分合の日前に当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していなかった団体及び加入団体で再編統廃合された組合市町村の一部署が含まれるもののうち、市町村等の廃置分合等の日の前日に当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していなかった当該再編統廃合された組合市町村の一部署以外の部分に相当する組織をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していなかった団体及び加入団体で再編統廃合された組合市町村の一部署が含まれるもののうち、市町村等の廃置分合等の日の前日に当該各号の事務の共同処理にそれぞれ加入していなかった当該再編統廃合された組合市町村の一部署以外の部分に相当する組織をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

山梨県市町村総合事務組合委託事務に関する負担金条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(負担金の額)</p> <p>第2条 <u>規約第3条第5号に規定する競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務に要する負担金は、山梨県市町村総合事務組合負担金条例(昭和51年組合条例第6号。以下「条例」という。)第1条の6の規定の例による。</u></p> <p><u>2</u> 規約第3条第6号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務に要する負担金は、<u>条例第2条、第2条の2及び附則第5項の規定の例による。</u></p> <p><u>3</u> 規約第3条第8号に規定する消防職員の賞じゆつ金の支給事務に要する負担金の額は、条例第4条の規定の例によるものとする。</p> <p><u>4</u> 規約第3条第10号に規定する非常勤職員の公務災害又は通勤による災害の補償事務に要する負担金の額は、条例第6条の規定の例によるものとする。</p> <p><u>5</u> 規約第3条第11号に規定する非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害の補償事務に要する負担金の額は、条例第7条の規定の例による。</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第2条</p> <p>規約第3条第5号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務に要する負担金は、<u>山梨県市町村総合事務組合負担金条例(昭和51年組合条例第6号。以下「条例」という。)第2条、第2条の2及び附則第5項の規定の例による。</u></p> <p><u>2</u> 規約第3条第7号に規定する消防職員の賞じゆつ金の支給事務に要する負担金の額は、条例第4条の規定の例によるものとする。</p> <p><u>3</u> 規約第3条第9号に規定する非常勤職員の公務災害又は通勤による災害の補償事務に要する負担金の額は、条例第6条の規定の例によるものとする。</p> <p><u>4</u> 規約第3条第10号に規定する非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害の補償事務に要する負担金の額は、条例第7条の規定の例による。</p>

山梨県市町村総合事務組合消防職員等賞じゆつ金条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(目的) 第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号) 第3条第8号の規定に基づき、消防職員及び消防団員(以下「消防職員等」という。)に対する賞じゆつ金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号) 第3条第7号の規定に基づき、消防職員及び消防団員(以下「消防職員等」という。)に対する賞じゆつ金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

山梨県市町村総合事務組合課設置条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(課等の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(8) 略 業務課 (1) 略 (2) 競争入札参加資格審査に関すること。 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 管理課 (1)及び(2) 略 電子自治体推進課 略 2 略</p>	<p>(課等の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(8) 略 業務課 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 管理課 (1)及び(2) 略 電子自治体推進課 略 2 略</p>

山梨県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年山梨県指令地第6-53号）第3条第10号の規定する事務を共同処理する地方公共団体（山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を含む。以下「組合市町村」という。）の非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もつて組合市町村の非常勤職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年山梨県指令地第6-53号）第3条第9号の規定する事務を共同処理する地方公共団体（山梨県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を含む。以下「組合市町村」という。）の非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もつて組合市町村の非常勤職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

山梨県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年山梨県指令地第6-53号）第3条第11号に規定する事務を共同処理する地方公共団体（以下「組合市町村」という。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、山梨県市町村総合事務組合規約（昭和51年山梨県指令地第6-53号）第3条第10号に規定する事務を共同処理する地方公共団体（以下「組合市町村」という。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

山梨県市町村総合事務組合特別会計設置条例新旧対照表（第8条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 入札参加資格審査事業特別会計 競争入札参加資格審査事業</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p>

山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例新旧対照表（第9条関係）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号)<u>第3条第12号</u>に掲げる事務を共同処理する市町村(以下「組合市町村」という。)の住民が交通事故による災害を受けた場合の相互救済のための共済制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定め、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同規約(昭和51年山梨県指令地第6-53号)<u>第3条第11号</u>に掲げる事務を共同処理する市町村(以下「組合市町村」という。)の住民が交通事故による災害を受けた場合の相互救済のための共済制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定め、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>